

京都さつき法律事務所報 第31号 2018(平成30)年1月1日発行

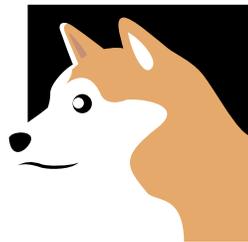
発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

2018 新年号

2018年がみなさまにとって良い年になりますように。
今年もよろしくお祈りします。



2018年正月 京都さつき法律事務所一同

【雑感】

民法改正と刑罰法規の大変容

そして「未来世紀ブラジル」

弁護士 山下信子

2017年5月、民法の債権法の分野が120年ぶりに大きく改正され、私も学習会の講師をしました。改正で消滅時効や遅延損害金のパーセントが変わるなど注意が必要ですが、基本原理を大きく変えるものではなく、実務で通用してきたルールをわかりやすく明文化した改正と言えます。

他方、その翌月に、今まで3回も廃案になっていたいわゆる「共謀罪」が、「テロ等組織犯罪準備罪」と名前を変えて成立し

ました。この法律は、(かいつまんで言ってしまうと) 犯罪を共同して実行しようとする意思を処罰の対象とする点で、近代刑法の原理を大きく変容させる、衝撃的な法律です。

近代刑法の原理として、「外界に現れた社会の侵害という客観的規準によって犯罪を理解する」客観主義の原理があり、これを提唱したベッカリーア(@18世紀イタリア)は、「近代刑法学の始祖」と言われています(か

つて多くの司法試験受験生が教科書にしていた大塚仁著「刑法概説 総論」19頁より)。この原理は、私たちがジャンヌダルクやガリレオガリレイの例で知っているように、信仰や思想や学説が処罰の対象にされた時代を経て確立され、客観主義によって市民の自由を確保しようとする原理です。

この原理の内容のひとつは、刑罰の対象は、外部に現れた「行為」に限られ、内心で悪いことを考えているだけでは処罰され

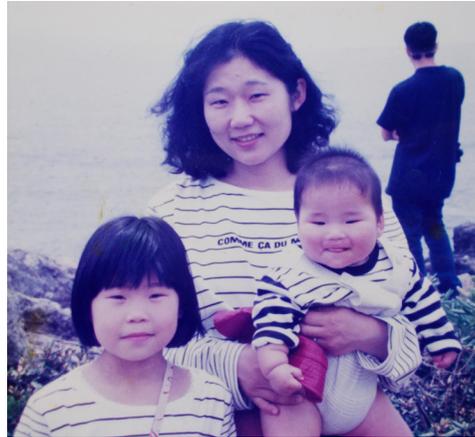
ないということです。

もうひとつは、内心を越えて、外部に現れた行為であっても、人の生命・身体・財産などの法益を侵害する可能性がなければ刑罰の対象としないということです。日本の刑法典も、既遂処罰を原則としていて、既遂が200余、未遂は60余、予備は10余、陰謀は数個にとどまるというように、予備や陰謀を処罰の対象とするのは例外中の例外だったのです。そのため、内心と行為を画する「実行の着手」概念については、司法試験でも修習でも厳密な思考が求められます。

この原理から共謀罪を見ると、遙か昔に逆戻りしている気がしてなりません。

ところで、この法律は、名称から、「テロの準備や共謀」に限定し、対象はテロ組織、暴力団、薬物密売組織などに限定され、一般市民には関係がないとイメージしがちです。

でも、この法律は、刑法はじ



回顧～子育て時代・三人同じ顔です@和歌山白浜三段壁

め既存の刑罰法規の中から抽出した、277個もの犯罪条項の、「準備行為」や「相談（共謀）」を対象にする、ビッグで横断的な法律です。そして、277個の中には、傷害、詐欺、背任、横領などのほか、商標法・特許法・実用新案法・著作権法、不正競争防止法、会社法に破産法に保険法、消費生活協同組合法、農業協同組合法違反、消費税法、児童福祉法、風営法、文化財保護法、商品先物取引法などなど、市民や企業が関係する行為、経済活動にかかわる法律の中の刑罰法規がたくさん含まれています。

例えば、自分の会社が製造販売する商品に、他社の商標と似た商品名を付けようと相談したり、ロゴを試作してみたりした段階でも、（警察から「テロ」疑いをかけられれば）搜索や逮捕の対象になりうるという話です。民事では、他の会社のブランドを侵害する商品を発売したとして裁判を起こされても、侵害と言えないとの判決が出ることは多々ありますが、共謀罪によれば、まだ商品を発売してい

なくても、計画したり準備した段階で、刑罰法規の対象になりうるのです。

他にも、消費税法の「偽りにより消費税を免れる行為」も対象になっています。例えば、商店の経営に苦しむ夫婦が、売上をごまかそうかと相談（共謀）し、妻が夫に内緒で「隠し口座」を作る研究を開始したら、いつの間にか共謀を忘れて妻の準備行為を知らない夫も処罰の対象になるのでしょうか？ このように限界事例がいくらかでも考えられることが萎縮効果を招きます。

共謀罪については、心配が尽きなくて、昔見たSF映画「未来世紀ブラジル」と思い出してしまいます（さつきNEWS vol. 23「秘密保護法」そして「未来世紀ブラジル」も見てくださったら幸いです）。



回顧～司法修習生時代・倒産法の講演会で司会中

スマホ・タブレットでの 消費者トラブルにご用心

弁護士 本條裕子

皆さんはスマートフォンやタブレット端末をお使いでしょうか。

総務省の情報通信白書(平成29年版)によりますと、スマートフォン保有は急増し、世帯保有率は約72%に達しているようです。こうした普及に伴い、スマートフォンやタブレットを利用した犯罪や消費者トラブルもまた増加しています。今回は、その中でも消費者トラブルに関する事例を紹介したいと思います。

①勝手に会員登録されてしまった!～Aさんの場合～

Aさんはスマートフォンでインターネットのサイトを見ていたところ、誤ってバナー広告をタップしてしまい、アダルトサイトにアクセスしてしまいました。興味本位で「18才以上ですか?」との質問に「はい」をタップすると、突然「登録完了」と表示され、会費10万円を支払うよう求める画面が表示された。画面上に、「退会はこちら」というボタンがあったので慌ててタップすると、空メールが送信されたが、その後サイト業者から「会費を払わなければ退会できない。」「無視すると法的手続きをとる。」などのメールが大量に届くようになってしまった。

■解説と対処法■

上記のような被害事例は非常に多く、消費生活センターに寄せられる相談件数でもトップで

す。このタイプの事案では、決して業者に連絡しないことが大事です。請求画面が表示されただけでは、業者はこちらの名前や住所、連絡先を特定できている訳ではありません。何らか業者に連絡を取らせ、個人情報を得て何とかお金を払わせようとしているのです。放っておいて大丈夫か、心配であればお住まいの自治体の消費生活センターに電話してみましょう。

②子どもが有料アイテムを購入していた!～Bさんの場合～

小学生の娘が、私の知らない間に私のタブレットでオンラインゲームをしていた。私は以前からそのゲームをしており、ゲームには私の名前とクレジットカードも登録していたが、100円ぐらいのアイテムを1回購入しただけで、それ以降は有料のアイテムを購入していなかった。カードの請求書が届いたので確認すると、ゲームのアイテム購入に8万円を利用していることがわかった。驚いて娘に尋ねると、娘がアイテムを購入していたことが判明した。

■解説と対処法■

こうしたオンラインゲームの課金に関するトラブルも増えています。基本的には、未成年者が親権者の同意なしに契約して

しまった場合は、契約を取り消すことができます。しかし、未成年者が自分は成人である



と偽った場合には取り消せないケースもあるので要注意です。トラブルを防止するためには、①クレジットカードやその情報を登録しているサイトIDなどの管理に注意を払うこと、②子どもが遊んでいるゲームの内容や課金の仕組みについて確認しておくこと、③子どもとゲームの利用方法について話し合い、確認しておくことが大事だと思います。

挙げたのはトラブルのほんの一例です。スマートフォンやタブレットは大変便利ですが、反面トラブルも増加傾向にありますので、利用に当たっては注意も必要です。

こうしたネットでの消費者トラブルを防ぐための講演会が京都弁護士会主催で開催されます(第47回憲法と人権を考える集い「ネットでの消費者トラブルを防ぐには?」平成30年1月20日(土)13時30分～16時30分@京都産業大学むすびわざ館)。第1部では、「おはよう朝日です」キャスターの岩本計介アナウンサーにご講演いただきますし、他にも芸人さんによる漫才や弁護士によるクイズも予定されています。先着400名ですが、申込不要で入場も無料ですので、ご興味のある方は是非足を運んでください。



菅佐知子事務員の



この世界の片隅に

久々に紙面を頂きました、事務局の菅です（確か前回も同じことを書いてた記憶があります）。

映画をみてはいるものの、見ているものの言えば、子どもと一緒にみているため、ディズニーだったり、プリキュアだったり、仮面ライダーだったり。（あなどることなかれ、ちゃんどどの作品にも伝えたいテーマがあり、うっかりどれでも泣いてしまったりしています。）子どもを寝かしつけた後、運良く布団から抜け出せた日に、子どもが起きないよう、ひっそり家でやっとやっと見た映画から。

戦時中の広島と呉を舞台にした映画、「この世界の片隅に」。

1人の女性とその家族の、ささやかな暮らし。太平洋戦争末期の、東洋一と言われる軍港があった呉が戦火に飲み込まれていく。どんどん厳しくなっていく暮らしの中で、日々明るさを失うことのない、主人公・すずのキャラクター、そして当時の庶民の暮らしぶりが丁寧に描かれています。

日常生活の「当たり前なこと」が細やかに描かれていて、この時代の「笑い」や「恋愛」がリアルに伝わってきました。だからこそ、それが、自分たちの意思とは別に、奪われることはいらないような、感じた事のない

気持ちになりました。ジワジワと染み入るように重苦しさが伝わってきました。それでも、最後にすず達が廃墟の街で見つけたひとつの未来みたいなものと共に、幸せに生きていったんだろうと思いたい。ほんとうに、「100年先も伝えたい」というより、伝えるべき、映画でした。

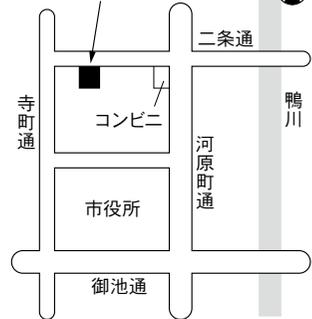
見終えてしばらく経ちますが、この作品の中の人たちの日常が、今の私たちの今の日常につながっていて、そしてそれはこれからも続いていくんだなあと思うと、胸にくるものがあります。歳とともに、なのか、親になったのか、人を見送ることが増えてきたのか、市井の人たちの人生の物語をたくさんみたいと思っています。



愛犬ボストンテリア「うに」は7歳になりました。2018年は戌年ですので、紋付き袴を着たうにをご覧ください。

事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂第二ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又はバス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

2018年は「戌年」です。昨年の酉年が商売繁盛や取り、という意味に比して、戌年の意味を調べてみると、地盤を守る、収穫、安産等があげられています。

私になりには解釈すると、新たに何かを生み出したあとの大事な一年になるのではないかと思いました。

事務所一同、「寄り添う」という基本に立ちかえて、ひとつずつ、目の前のことを皆さまと一緒に取り組んで参りたいと存じます。この新しい年がより良き年になるよう心よりお祈り申し上げます。

新年の執務は2018年（平成30）年1月9日より開始いたします。どうぞよろしく願いいたします。

